

会 議 録

会議の名称	豊中市地域公共交通協議会		
開催日時	令和 7 年（2025 年）2 月 27 日（木） 14：30～16：30		
開催場所	庄内コラボセンター（ショコラ）4 階 多目的室 2 及び WEB 開催	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事務局	都市基盤部交通政策課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由			
出席者	委員	猪井委員、紀伊委員、野津委員、浜名委員、花田委員、阿瀬委員、安田委員、 中川委員、石崎委員、今村委員、小西委員、百地委員、釈迦戸委員、中村委員、 井本委員、遠藤委員、中垣委員、米丸委員、野田委員	
	事務局	福山次長兼交通政策課長、池永課長補佐、高鳥係長、壺阪主事、樋口	
	その他	株式会社建設技術研究所	
議題	1. 豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 2. 乗合タクシー事業の見直し方針について 3. 公共交通改善計画及び自転車活用推進計画等に基づく 取組状況について 4. グリーンスローモビリティ「モビとよ」について（情報提供） 5. 今後のスケジュールについて		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

第 18 回 豊中市地域公共交通協議会 議事要旨

日 時	令和 7 年（2025 年）2 月 27 日（木） 14：30～16：30
場 所	庄内コラボセンター（ショコラ）4 階 多目的室 2 及び WEB 開催
出 席 者	猪井委員（WEB）、紀伊委員、野津委員、浜名委員（WEB）、花田委員、阿瀬委員、 安田委員、中川委員（WEB）、石崎委員、今村委員、小西委員、百地委員（WEB）、 釈迦戸委員、中村委員、井本委員、遠藤委員、中垣委員、米丸委員、野田委員
欠 席 者	0 人
事 務 局	都市基盤部交通政策課：福山、池永、高鳥、壺阪、樋口
傍 聴 者	0 人
案 件	1. 豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 2. 乗合タクシー事業の見直し方針について 3. 公共交通改善計画及び自転車活用推進計画等に基づく取組状況について 4. グリーンスローモビリティ「モビとよ」について（情報提供） 5. 今後のスケジュールについて
資 料	【資料 1】豊中市地域公共交通協議会 名簿 【資料 2】豊中市公共交通改善計画（中間見直し版）の変更箇所について 【資料 3】豊中市公共交通改善計画（案） 【資料 4】西部地域乗合タクシー事業の今後の方向性について 【資料 5】南部地域乗合タクシー事業の今後の方向性について 【資料 6】公共交通改善計画等に基づく取組状況について 【資料 7】自転車活用推進計画の現状と評価について 【資料 8】モビとよ走行ガイド 【資料 9】工程表 【参考資料 1】意見公募で寄せられた意見の概要と市の考え方 【参考資料 2】豊中市乗合タクシー事業の現状について 【参考資料 3】豊中市乗合タクシー事業利用者アンケート結果 【参考資料 4】南部地域乗合タクシー事業沿線住民アンケート結果

会 議 録 下記のとおり

●開会

●資料確認

●会長挨拶

会長

本日も盛りだくさんの内容となっております。よろしくお願いします。

●協議案件

1. 豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて

事務局

(資料 2、3 について説明)

会長

何かご意見ご質問は、ございますか。

委員

気になる表現がありました。資料 2 の 3 ページのうち、9 番目の市の考え方について。運転士不足等の問題により路線バスの廃止や収縮が行われているのが現状ですとの回答だが、運転士不足が路線バスの廃止や収縮の第一の要因ではなく、事業性、採算性、ご利用状況が芳しくないことが運転士不足の要因にあって、路線バスの廃止や収縮せざるを得ないことにつながっている。運転士不足は、後にもっていったほうが良いと思います。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

おっしゃる通りに修正いたします。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

いくつかあるのですが、よろしいでしょうか。

1 点目。パブコメの意見の、ほとんどが高齢者から交通が不便であるという意見だったと思うのですが、たくさんの意見があったにも関わらず、それに対する市の回答が簡単すぎると思います。交通支援検討地域（鉄道駅及びバス停から半径 300m 圏外の地域）を定義づけして進めていくという回答ですが、回答になっていると思えません。意見を出された方からすると、自分が思っていることがこれで改善されるかどうか分からないと思う。

2 点目。提出意見No.3 の、市の考え方の中で、「豊中市乗合タクシーは路線バスと同様、停留所で乗降する運用としています」とありますが、これについては前回の会議でも、市からの回答があり、法律によってルートや停留所はフレキシブルに変更できないとありました。しかし色々と調べると、必ずしも法律で禁止されていないようで、それは道路運送法に基づく、路線定期運行で申請しているからであって、区域運行で申請すれば、ドア・ツー・ドアで運行できると思うが、見解を教えてください。

3 点目。国土交通省が令和 3 年に乗合タクシーを推奨する通達を出しているようですが、ドア・ツー・ドア運行の形態を推奨しているようで、今までの経緯があるかとは思いますが、どうして乗合タクシー「Mina Notte」はこのような運行形態をとっていないのでしょうか。

最後に。提出意見No.11 の、「ライドシェアについては、国において活発な議論がなされていますが、現在

の法律上、有償運送（謝礼やガソリン代等実費の請求のみを除く）を行う場合、道路運送法の許可又は登録が必要になります」と記載されていますが、現在、自家用車を利用したライドシェアは、万博に合わせて少しずつ進んでいると思うのですが、この書き方は完全に禁止となっています。これは正確なのか、お聞きしたいです。

会長

吹田市でも、交通が不便な地域である千里山地区では、コミュニティバスすいすいバス（たけのこルート）を導入しています。導入を検討した際、一部の地域（千里山西 5 丁目・6 丁目）への運行を計画したが、道路の幅員が狭い箇所が多く、当初やりたかったことができなかったという経緯もある。

実際に何ができるか、実施計画をきちんと立てていかないと分からないところもあります。私的には優先順位を決めて、施策を実施して、その時には地元に入って決定する、という書き方しかできないと思っています。行政として、回答として記載してしまうと、実体的にフォローする方法がないと困るため、全てを書けないという所もあります。個々の箇所でこうしていきますというのは、個別の案件になって、お答えにくいのでこういった書き方になるかと思います。豊中市の状況を慮ってということでございます。

乗合タクシー「Mina Notte」について。定時定路線運行しているのは、法律的にできないということではなく、ご指摘のとおり、区域運行なら可能です。許可は、乗用タクシー（一般のタクシー）車両を活用した乗合タクシーの運行という形をとっているはずですが、法律的に問題というよりは、豊中市内には、複数の乗用タクシー事業者（タクシー会社）が営業しており、乗用タクシーと乗合タクシー「Mina Notte」のサービス内容の棲み分けの中で、乗合タクシー「Mina Notte」のサービス内容を設定しています。もし、乗合タクシー「Mina Notte」をドア・ツー・ドアで運行してしまうと、乗用タクシーと同じサービスを提供することになってしまい、乗用タクシーの会社が豊中市内から撤退してしまいます（乗合タクシー「Mina Notte」が提供するサービスがドア・ツー・ドアとした場合、安価で乗ることができる乗用タクシーとなり、既存の乗用タクシーの事業が豊中市で成り立たなくなり、乗用タクシーが撤退してしまう）。乗合タクシー「Mina Notte」は、朝から夕方まで路線バスと同じように停留所で乗降する形で運行しています。それに対し、乗用タクシーは、ドア・ツー・ドアで 24 時間運行しています。乗用タクシーと乗合タクシー「Mina Notte」が担う役割について、棲み分けをする形になっています。ひとつの交通手段で、すべてを救えるようにしてしまうと、負担が重くなってしまい、持続できなくなってしまうので、複数の形で救っていくものと思っています。そういう意味では、社会実験をしながら、ご不便があるからこそ、乗合タクシーでお使いいただけるのはどこなんだろうと、模索しながらやっているという状況です。そこでも、まだご不便な方はどうしていくかは、議論すべき所かと思います。

また、「乗合タクシーを国交省が推奨する」という点については、交通空白地を解消するという文脈であった可能性はありますが、そのような表現があったとは認識していませんでした。ただ、豊中市の状況を見ると、先ほどお伝えしたとおり、乗合タクシーを推奨した結果、乗用タクシー事業者が撤退し、そのすべてを豊中市が支援することになるのが、本当に望ましい未来なのかと疑問に思います。豊中市の現状を踏まえると、乗合タクシーの推奨には慎重であるべきだと考えます。

ライドシェアについて、ご指摘いただいたところの文脈がよく理解できなかったのですが、具体的にどの点が問題だったのでしょうか。どの部分について、ご指摘いただいているのかが分からず、フォロー出来ないのですが。ライドシェアについては「なにわモデル（事前に必要な手続きを経た大阪府内のタクシーが、営業区域を越えて府内全域で運送可能）」など、議論を進めているところです。

委員

ご指摘の通りで結構です。

会長

では事務局、いかがでしょうか。

事務局

会長のご説明にあったとおり、新たな地域への支援はこれから地元の方と話をしていく中で、よりよいものを作りたいという意図から、具体的な回答をしていない状況です。

委員

工程表の中では、2月末に計画見直しとあるが、2月末時点で、ある程度の具体的な骨格を決めなくてはならないと思うのですが。いかがでしょうか。

事務局

おっしゃる通り、公共交通改善計画中間見直しの策定は今年度です。

委員

パブコメの内容を取り入れながらどういった対策をしていくかというのはこれからということによろしいでしょうか。

事務局

はい、その通りです。

委員

国交省が通達を出しているのは、交通空白地を埋める目的ではないと思います。国交省としては、それを推奨するようなことを各地方運輸局あてに通達を出しているのですが、その内容を少なくとも運行方式は市民の要望も含めて考えていただいて、国交省の指針も入れて頂けるとありがたいです。市民はドア・ツー・ドアのほうがいいと思うかもしれないし、みなのっての形式を継続するのではなく、他にも選択肢があることを市民に伝えたほうが良いと思います。

会長

支局に確認したいのですが、これは、国交省でしょうか？地元から意見が出たら、事業者として引き受けるという話は見たことがあるのですが。

委員

国交省の文書はどういったものか、理解できていないのですが。交通空白地があれば、地域公共交通会議の場で、まずは既存の路線バスや乗用タクシーの活用を考えながら、その他諸々で、コミュニティバスなどの新たな交通手段を考えましょうという文章になっているとかと思いますが違うのでしょうか。

委員

もっと、踏み込んだ感じで書かれています。

委員

交通空白地の関係で、国土交通省では「交通空白」解消本部を設置しており、各市町村あてに乗合タクシーではなく、公共ライドシェア（バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送のこと）、日本版ライドシェア（タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とするもの）の活用の推奨を行っています、そういったものではないですか。どのような通達文でしょうか。

委員

内容でいうと、地域や要件の限定はかけずに、一般的に導入を行うと書いてあります。バスやタクシーの役割分担は一旦おいて、ライドシェアを進めましょうという内容だったかと思います。

今までの表現より一歩踏み込んだ内容だとは思ったのですが、令和3年10月29日に発信された通達です。

委員

調べさせていただきます。

【参考】議論の中で出ている通達文について

該当する通達は、「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて（国自旅第297号令和3年10月29日）」によるものである。

一般乗用旅客自動車運送事業（乗用タクシー事業者）による「相乗り旅客の運送（相乗りサービス）」とは、配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスである（※一般乗用旅客自動車運送事業（乗用タクシー事業者）が提供するサービスの一種であり、一般乗合旅客自動車運送事業に基づく乗合タクシーが提供できるサービスとは異なるものである。相乗り旅客の運送は、一般乗用旅客自動車運送事業（乗用タクシー事業者）に適用される運賃を前提としながら、旅客が「割り勘」による割安な小口輸送サービスを利用できる等の長所がある）。ただし、運送開始前に旅客がマッチングし、旅客同士がお互いに相乗りする人数・経路を把握している必要があるため、運送開始後に不特定の者が乗車する乗り合うサービスを提供することは不可となる。

運賃は、乗車距離に応じた按分を基本とする。また、認可を受けることで、誤乗車のトラブル防止等の負担（本人確認）分の費用として、事前確定運賃の場合に限り、最大2割の割増（相乗り割増）が可能である。なお、同じく認可を受けることで、定額運賃（定期券・回数券・運送ごとの一定額の運賃）による運用も可能である。

会長

事務局と大阪運輸支局とでご確認いただきたいと思います。

委員のご指摘は、パブリックコメントの回答に追記をしたほうがよいということでしょうか。時期的には2月末には決めたいという所もございます。公共交通改善計画中間見直しに反映が必要となると、具体的な

箇所をご指摘いただけるとありがたいのですが。確認ということであれば、通達については、事務局と支局で検討いただいた上で、市の考え方を修文するということで、事務局いかがでしょうか。

委員、資料の書きぶりを変えたほうが良いということでしょうか。

委員

乗合タクシー「Mina Notte」以外の案が、まだ検討できると明記してあると嬉しいのですが、難しいということであれば、パブリックコメントの回答で、他の選択肢もあるとどこかに記載いただけるとありがたいです。無理なら、なぜ無理なのか議論していただきたいと思います。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

計画の「5章 取り組むべき施策」としまして、基本方針の2番に移動困難の支援と、乗合タクシー「Mina Notte」だけに限定した検討をするということではなく、社会情勢も変化することから、地元の声も聞きながら手段は選んでいきたいと記載していると認識しています。

会長

委員、いかがでしょうか。

委員

書いていただく場所はお任せしますが、今後、住民との意見交換の場もあると思います。こういう選択肢もあるということを教えて頂きたいと思います。そして、住民が意見を出し合える場を持っていいただければと思います。

事務局

87 ページの目指すべき交通体系には、乗合タクシー「Mina Notte」も記載しているが、それ以外も検討対象として記載しております。地元の方へご説明する中で、豊中市の考えも提案していきたいと考えております。

ライドシェアについては修正なしでよろしいでしょうか。

委員

大丈夫です。

会長

他にはございませんか。

事務局にお問い合わせしますが、パブリックコメントの意見等を受けて計画を修正し、資料3の内容で計画を策定されるということでしょうか。

事務局

おっしゃる通りでございます。

会長

皆様にお問いかけいたします。文言の修正などはございますが、資料 3 の内容で計画を策定することにつきまして、ご異議はありますでしょうか。

(異議なし)

会長

資料 3 の内容で、公共交通改善計画を改定させていただきます。こちらの計画は、どちらかという地域全体でブランドデザインをして、豊中市全体のルールを示すものになります。この計画をもとに、地域のご意見を伺いながら、実施計画を立てていきたいので、継続的にご協力いただきたいと思います。各事業者からもご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、次の議題に入ります。

【次第 2】乗合タクシー事業の見直し方針についてです。

西部地域及び南部地域で実施している乗合タクシーの今後の方向性について、ご説明いただきます。

2. 乗合タクシー事業の見直し方針について

事務局

(資料に 4 について説明)

会長

何か、ご意見ご質問はございますか。西部地域乗合タクシーの今後の方向性について、料金改定やルート変更、WEB 予約の導入の説明がありました。今回は、ご報告ということで、次年度 6 月に開催予定の次の協議会において、改定の内容を皆様にご同意していただき、10 月から改定する予定としております。

委員

料金改定について。料金改定は、ルートを変更することによる経費の増加によるものなのか、路線バスの料金が上がったから、路線バスの料金に合わせるために改定するのか、どちらでしょうか。

会長

見直し内容の「(1) 料金改定」と「(2) 阪急バス岡町線減便に伴う運行経路の変更【西部地域北路線】」(は別々のものと認識しています。西部地域路線は、乗っては頂いていますが、税金を投入していただいている現状です。必ずしも、儲かっている事業ではないという意味では、ルート変更による運行経費増加に伴い、料金を改定するのではなく、むしろ既存の路線バス(阪急バス)が運行している地域とバランスを図るということで、料金を改定させていただくのが主な理由です。料金改定による収支改善という視点での検討はしていません。

事務局

おっしゃる通り、ルートの見直しと料金改定では別の話です。路線バスと同等のサービスで運行をするの

で、料金に関してもそれに伴い変更することになっています。市域全体で見た時の利用者の公平性も鑑みて、遅ればせながら合わせる形となりました。

会長

確認ですが、2ページ、停留所追加について。積み残しを危惧するのであれば、このルート案では地域を回ったあと、新設の停留所を回るのですが、これはひとつの考え方ですね。基本は、走井地区・勝部地区の方に利用していただいて、空きがあれば、あとに乗っていただくのもひとつかと思います。席数のことを考えると、降車だけは先に新設の停留所を回ったほうが、席が空くのでよいのではないかと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局

現在、地元の方と話をしながら変更について検討を進めています。今回の協議会では、豊中市のイメージとして提示しておりますが、次回は、地元の方と検討した内容を反映したものをお示しできるように準備します。こちらは、現時点での案として認識していただければと思います。

会長

何かご意見ご質問は、ございますか。

では、引き続き、南部地域乗合タクシー事業の見直し方針についてご説明いただきます。

3. 南部地域乗合タクシー事業の見直し方針について

事務局

(資料に5について説明)

会長

何かご意見ご質問は、ございますか。南部地域乗合タクシーの今後の方向性について、停留所の増設や逆回りルートの実証実験などの説明がありました。西部地域の件も含め、ご質問はございませんか。

また戻ってまいりますので、次の議事に進みます。

●報告案件

4. 公共交通改善計画に基づく取組状況について

事務局

(資料に6について説明)

会長

何かご意見ご質問は、ございますか。阪急バスさん、なにか感じておられることがあればお話しできますか。

委員

まず、バス運転士職業理解セミナーの開催について、皆様には多大なご協力をいただきまして、ありがとうございました。先ほどご説明がありましたように、セミナー終了後、当社のブースに9名様、大阪バス協

会には4名様お越しいただきました。セミナーを受けられて、その後にブースに来られた中のうち、当社のバス運転士採用試験を受験いただいた方と、3月7日に開催予定の運転体験会に応募いただいた方が、若干名いらっしゃったので、効果があったとありがたく思っています。今後も継続して、開催できたらと思っていますのでご協力いただきますようお願いいたします。

小学校副教材の発行・配布については、今回初めての取り組みでしたが、株式会社ソーシャルサービスから小学校にセールスをしていただいて、副教材として活用していただきました。副教材は、ご自宅にお持ち帰りいただいて、保護者にも見て頂くことでバスに対する親しみをもっていただき、利用促進につながればと考えています。阪急阪神ホールディングス株式会社にも支援をいただいて、『くらしを支えるバスにドキドキ』を発行しました。今回は、小学校高学年向きに組みを組みをしましたが、来年度は引き続き、低学年向けも検討しています。

会長

ありがとうございます。何かご意見ご質問は、ございますか。

委員

阪急バスに質問ですが、1点目の取り組みについて。株式会社ソーシャルサービスが、豊中市の小学校にアプローチして、実現したことですか。

委員

株式会社ソーシャルサービスが、京阪神地域の各小学校にお声がけいただいて、全体で121校、3万部配布をさせていただき、非常に多くの児童に手に取っていただいた結果となりました。

委員

差し支えなければ、大阪府内でどこのエリアか教えていただけますか。

委員

大阪府内のうち、北摂エリアの自治体は、ほぼ含まれています。

会長

他にご意見ご質問は、ございますか。

引き続き、資料7について事務局説明をお願いします。

事務局

(資料に7について説明)

会長

ありがとうございます。何かご意見ご質問は、ございますか。

委員

2ページ、施策①の、「自転車通行空間の整備例」という写真が載っているのですが、この取組みは良いと

思うのですが、現状まだ、自転車の通行帯が突然なくなって自転車の行き場がない所もありますので、充実していただきたいです。

参考資料1の意見のうち、車を運転する側からすると、自転車通行帯を走る自転車が怖いという意見があったと思うのですが、(No.32) その意見に対する市の回答が、よくわからなかったので、ご説明の補足をお願いします。

会長

1点目、ご指摘いただいたように自転車通行のネットワークが、どう繋がっているかも評価していくことも重要です。場合によっては、走行に混乱する所についての評価は、していかなければなりません。

例外的に、高齢者や子供連れの自転車は、歩道を通行することができますが、基本的には、自転車は矢羽根の所(車道の左側端に自転車が通行すべき位置を矢羽根等の路面表示で表示した部分)、車道部を走ることになります。お互いに気を付けて、共存していただきたいと思います。事務局、こちらでよろしいでしょうか。

事務局

自転車は車両ということで、車道を走っていただけるように誘導する形です。センターライン(中央線)の表示が黄色の実線の場合、センターライン右側へ追い越しのためのはみ出し通行禁止の規制を示します。車道幅員が確保されていないところでは、自転車の後続車両が追越しできない状況となります。豊中市では、自転車通行空間の整備にあたり、黄色の実線のセンターラインを消して、車両が円滑に通行できるようにしています。

委員

質問者が理解できるのかなと。

会長

役所としては、法律上こうなっているという説明しかできない状況ですが、回答内容はもう少し考えないといけないと思います。現状とルールを説明しているので、逆にわかりにくいという所もあるかもしれないですね。「市内道路の交通環境に基づき「豊中市自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車通行空間の整備に取り組んでいます。」で文章を終わらせるかですね。事務局、いかがでしょうか。

事務局

もう少しわかりやすい表現で、記載させていただきます。事務局に一任いただけますでしょうか。

委員

お願いします。本当に危ないところがあればチェックしていただければと思います。

会長

それでは、次の議事に進みます。

【次第4】 グリーンスローモビリティ「モビとよ」についてです。

千里中央地区で実施されているグリーンスローモビリティの取組みについて情報提供いただきます。

5. グリーンスローモビリティ「モビとよ」について

事務局

(資料に 8 について説明)

会長

何かご意見ご質問は、ございますか。

委員

参考資料 1 の No.3 の意見では、「モビとよ」を褒めていただいている意見に対して、「モビとよ」は、地域住民主体で行っている移動手段で豊中市は関係ないというようなニュアンスの、冷たい回答のような気がします。

会長

表現は難しいですね。もう少し、柔らかな表現にしていただけるように、見直していただきたいと思います。

6. 今後のスケジュールについて

事務局

(資料に 9 について説明)

会長

何かご意見ご質問は、ございますか。

委員

真ん中のあたりに「移動が困難な地域（交通支援検討地域）への支援」ということで、令和 8 年度（2026 年度）から「道路運送法第 4 条（第 21 条）による運行」と記載されています。これは具体的に、乗合タクシーの運行の延長上にあるのか全く違うものを想定されているのか。

事務局

豊中市では各地域における交通支援は、公共交通として、事業の継続性を重要視しております。途中でなくなるわけにはいけないので、需要規模に応じて展開をしていきます。今回、新たに交通支援検討地域におきましても、同じ考え方をもって、検討をしていきます。いろんな手法はあると思いますが、何もない中で話をすると、とっつきにくい面もあると思いますので、豊中市としては、乗合タクシー「Mina Notte」ベースで話をさせていただいて、その他の交通モードもお示ししながら、運行内容は固めていきたいと考えています。

委員

乗合タクシー「Mina Notte」とは別の形ということでしょうか。並行して、別の形として運行するのでしょうか。

事務局

別というよりは議論の中で、乗合タクシー「Mina Notte」だけではなく、色々なものという所で話はさせていただきます。

会長

先ほど、委員がおっしゃったように、なんでもいいとなると住民が困ると思いますので、こういったものがあると整理した上で、地元の方に提示して、ご議論していただくことが重要だと思います。

次第は以上ですが、委員は遠隔ですと、ご意見にくい所もあったかと思います。今までのところでご発言しにくかった所などありませんでしたか。

委員

自転車の線（車道の左側端に自転車が通行すべき位置を矢羽根等の路面表示で表示した部分）については、描いているところを見かけましたが、まったく走っている自転車は見かけたことはなく、歩道を走っているようです。車道幅員の狭さがネックになって、歩道を走っておられると思うので、私たちはひやひやしなから歩道を歩いています。豊中市の地形的なことや、もともと道路幅が狭いことで、仕方がないのかもしれませんが、市民の目から見て思ったことです。

会長

ありがとうございます。人口が密集した度合いの高い豊中市で、道路空間を確保するのが難しい中で、自動車も自転車も歩行者も共存していかなくてはと思います。

委員、なにかございませんか。

委員

本日も、勉強させていただきました。

会長

他になにかございませんか。

委員

これまでは、地域公共交通会議の中で運賃を決定していたのですが、いろんな事業者が入って運賃の協議をすることは、カルテルの疑いがあるとのことで、令和5年10月に道路運送法の改定をしています。運賃の協議をする場合は、個別の会議を作るという運用（運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する運賃協議会において協議を実施する制度）に変わっています。運賃につきまして、国の認可を受けるのですが、地域公共交通会議とは異なる運賃協議会の場で、運賃について議論をすると認可を受けなくても届け出ができるということ、運賃の種類でも区域運行、観光運賃はそもそも届け出で可能ということもあります。この協議会の場で、乗合タクシー「Mina Notte」の運賃改定を諮るのは、問題があるかと思います。

会長

必要に応じて整えていただくということで。事務局に確認ですが、乗合タクシー「Mina Notte」は、路線不定期を打ったうえで、運賃改定をするものとしてませんでしたか。

事務局

運賃改定について、本協議会で協議する予定はございません。料金の改定時期をお示ししているものです。

委員

乗合タクシーの南部地域ですと、次回の協議会において、協議内容がルートの見直しの協議はなく、運賃だけになるので、同意決議とありましたので、どのような案件を決議するのかと思っていましたので。

事務局

私の説明での発言がまちがっておりました。

会長

ありがとうございます。運賃は市民の方にはご負担をかけますが、改定させていただきたいと思います。他に何かありますか。

委員

前回の協議会における議事録を修正していただきたいと思っております。6 ページの「車両は確かにタクシー型ですが、乗合タクシー「Mina Notte」の運行形態はバスと同じなので、停留所で停車することが法律で決まっていますので、ご了承いただきたいと思います。」の箇所。選択肢はあるとおもうのですが、決まっているという意図を記載していただきたいと思います。「法律で決まっています」と言われると、区域運行型は、適用できない印象を与えると思いますので、お願いします。

事務局

検討してご回答させていただきます。

会長

他に何かご意見ございますか。事務局、他に言い忘れなどございませんか。

事務局

大丈夫です。

会長

今年度、最後の協議会でございます。皆様にご協力賜りましたおかげで、公共交通改善計画中間見直しの改定も行えましたし、地域の皆様のご意見を伺いながら進めているのは、皆さまのご協力の賜物です。年度が変わっても議論、改善を続けてより良いものに目指していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●閉会

事務局

次回の協議会につきましては、6月頃に開催を予定しております。

ご出席を賜りますようお願いいたします。

それでは、会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、第18回豊中市地域公共交通協議会を閉会します。

第17回豊中市地域公共交通協議会議事録の内容修正について

6ページ24行目からの事務局の発言に下記を追記します。

豊中市乗合タクシーは、道路運送法第4条に規定する、一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行で事業計画の許可を受けています（西部地域北路線のみ平日便は路線定期運行）。

区域運行に関しては、運送区域内での運行が可能となるもので、乗降地点について法的記載はありませんが、豊中市乗合タクシーは、路線バス同様、公共交通網を形成するものとして、任意に乗降地点を設定するものとして事業計画書を提出していますので、乗降地点以外での乗降はできません。

以上